

# 会員規約

## 第1条(定義)

本規約によって定める条項は株式会社橋本電設が業務運営する施設ピュアスポーツ柏原(以下本クラブという)において適用されるものとします。

## (目的)

### 第2条

本クラブは会員が本クラブの施設、サービスを利用し、会員の健康維持、増進を図り、会員相互の交流を深めることを目的とします。

## 第3条(会員制度)

1. 本クラブは会員制度とします。
2. 本クラブに入会される方は(法人含む)は各種手続きにあたり、正確な情報の記載(記入)をしなければなりません。
3. 本クラブは会員種類を設定、及び廃止することがあります。

## (入会資格)

### 第4条

本クラブの入会資格は以下の通りです。

1. 本規約及び本クラブ細則を順守する方
2. 暴力団関係者ではない方
3. 医師に運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと自己責任において申告される方
4. 伝染病、その他、他人に感染する恐れのある持病を有しない方
5. 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けた事がない方
6. 刺青(ファッションタトゥー含む)をしていない方
7. 満年齢で16歳以上の方及び16歳未満で本クラブが適当と認めた方

## (会員証)

### 第5条

1. 本クラブは、会員に対し会員証を発行します。
2. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
3. 会員証は本人のみが使用することができ、本人以外は使用できません。
4. 法人会員は無記名式で5枚の会員カードを発行し、1人につき1枚提示しなければなりません。
5. 会員は、会員証を紛失した場合はすみやかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

## (諸規則の順守)

### 第6条

1. 会員は、本規約、確認書、及び本クラブが定める細則を順守しなければなりません。
2. 施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなくてはなりません。

## (会員資格の停止及び除名)

### 第7条

本クラブは会員が以下の各号の一つに該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本クラブの利用契約を解除する事ができます。

1. 規約、その他本クラブの細則に違反したとき
2. 本クラブの施設を故意に破損したとき
3. 他の会員に迷惑となる行為をしたと本クラブが認めたとき
4. 入会後に、暴力団等の反社会組織に関与したと本クラブが認めたとき
5. 会費その他の債務を滞納し、本クラブからの警告に応じないとき
6. 本クラブに虚偽の申告をしていたと判明したとき
7. 入会後に、伝染病等他人に伝染する恐れのある疾病に罹患したとき

## (会員資格の喪失)

### 第8条

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、その資格を失います。会員が会員資格を喪失した場合すみやかに本クラブに会員証を返納するものとします。

## (会員資格の譲渡)

### 第9条

会員資格は本人限りとし、本クラブが認めた場合をのぞき譲渡できません。

## (入場の禁止及び退場)

### 第10条

本クラブは以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じる事ができます。

1. 暴力団関係者
2. 本規約及び本クラブの細則を順守しない方
3. 医師等に運動を禁じられている方
4. 伝染病、その他、他人に伝染する恐れのある疾病を有している方
5. 酒気を帯びている方
6. その他本クラブの施設を利用することが困難であると本クラブが認めた方

## (退会)

### 第11条

1. 会員が自己都合で本クラブを退会する場合は退会希望月の20日までに本クラブ所定の書面により手続きを完了しなければなりません。(電話では手続きは完了いたしません)なお、会員が死亡した場合でも親族またはそれに準ずる者からの退会届が必要です。
2. 前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって

退会とします。

3. 退会月の会費は退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

## (休会)

### 第12条

1. 会員は休会することができます。休会する前月の20日までに本クラブ所定の書面により手続きを完了しなければなりません。
2. 休会をする場合、その際には本クラブが別に定める月額休会費を支払わなければなりません。

## (入会金、諸手数料、会費及び施設利用料)

### 第13条

1. 入会金、会費は本クラブが別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければならない。入会金の有効期間は退会時までとし、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は本クラブが別に定める月会費及び年会費を、所定の方法で支払うものとし、会員が申告した利用開始日以降、既納された会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。
3. 会員は利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
4. 本クラブは、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを要求することができます。

## (入会金、諸手数料、会費及び施設利用料の改定)

### 第14条

1. 本クラブは入会金、会費及び利用料を改訂することができます。入会金については新たに入会する会員から適応されるものとします。
2. 前項の改定を行う場合、本クラブは2カ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。

## (営業日及び営業時間)

### 第15条

本クラブの営業日及び営業時間については、別に定めます。

## (施設の利用制限)

### 第16条

本クラブは競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくは本クラブが必要と認めた場合に施設の全部もしくは一部の利用を制限することができます。

## (ビジター)

### 第17条

1. 会員は、所定の人数に限りビジターを同伴することができます。ただし、ビジターが本規約第10条に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。
2. ビジターの施設利用の範囲は同伴した会員に準ずるものとします。
3. ビジターは本クラブ利用に際し、本クラブが別に

定める利用料を支払わなければなりません。

4. 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

## (入会申込書の処分)

### 第18条

会員の入会申込書等は、本クラブの所定の方法により処分します。

## (休業)

### 第19条

1. 本クラブは、以下の理由により全部または、一部を休業する事があります。
  - ① 気象、災害、その他やむをえない理由等により本クラブが営業を行うことが妥当ではないと認めたとき
  - ② 施設の点検、補修または改装をするとき
  - ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
  - ④ 年末年始、夏季の一定期間の休業、その他本クラブの都合により本クラブが休業を必要と認めるとき
2. 本条、第1項 第2号から第4号により定める理由によって休業を行う場合、本クラブは1ヶ月前までに会員に告知するものとする。
3. 本条、第1項、第1号の理由による休業を行う場合、本クラブは会員に事前告知を要しないものとします。

## (解散)

### 第20条

1. 本クラブは、やむをえない理由の場合には、3か月前に予告することにより本クラブを解散することができます。
2. 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制 その他の不可抗力である場合、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 本クラブ解散の場合、本クラブは会員に対し、特別の保障は行いません。

## (規約の改定)

### 第21条

本クラブは、本規約、細則、利用規定を改定することができます。改訂を実施するときは、本クラブは1ヶ月前までに告知する事とし、その効力は、該当改定及び変更時に在籍するすべての会員に及ぶものとします。

## (発効)

### 第22条

本規約は1991年4月1日より発効します。

2012年6月7日 一部改定

2019年4月1日 一部改定